

懲戒処分の公表基準

愛知県教育委員会

人事行政の透明性を高め県民の信頼を確保するため、愛知県教育委員会が県立の高等学校及び特別支援学校の職員並びに県教育委員会に任命権の属する市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員を対象とする懲戒処分を行った場合には、下記の基準に従い、その概要を公表する。

記

1 公表の対象とする処分

地方公務員法第29条の規定による、免職、停職、減給及び戒告の処分

2 公表する内容

- (1) 所属名
- (2) 職名、職級
- (3) 年齢、性別
- (4) 処分内容
- (5) 処分理由
- (6) 処分年月日

次のいずれかに該当するものについては、原則として職員の氏名も公表する。

ア 免職の事案

イ 氏名を既に捜査機関が発表している事案

ウ 故意又は重大な過失による事件・事故等のうち社会的な影響が大きな事案

3 公表の例外

被害者が事件の公表を望まない場合又は被害者若しくはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、内容の一部又は全部を公表しないことができる。

4 公表時期等

懲戒処分を行った後、速やかに公表する。

5 施行日

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年8月10日から施行する。(一部改正)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。(一部改正)